

ここでは、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2021年度

貸与奨学生のしおり

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや、返還にあたっての注意などを記載しています。



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

<https://www.jasso.go.jp/>

目次

貸与奨学生のしおり ダイジェスト	1
はじめに	
1. 貸与奨学金制度	4
2. 貸与奨学生としての心構え	4
3. 注意事項	5
第一部 貸与奨学金に関わる制度	
1. 保証制度	6
2. 返還方式	9
3. 第二種奨学金に係る利率の算定方法	13
第二部 貸与中の手続き	
図解1〈奨学生採用から貸与終了まで〉	15
1. 奨学生証	16
2. 返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）	20
3. マイナンバーの提出（奨学生として採用された時）	44
4. 奨学金の振込み	45
5. 奨学金の貸与月額の変更等	47
6. 貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）	50
7. 貸与額通知（年に1度の借用金額等の確認）	59
8. 奨学金継続願（年1回）	61
9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）	63
10. 進学する場合	66
11. 特に優れた業績による返還免除	67
12. 貸与終了時の手続き	71
第三部 返還	
図解2〈貸与終了から返還完了まで〉	72
1. 奨学金の返還	73
2. 個人情報情報機関の利用	80
第四部 お知らせ	
1. JASSO 災害支援金	83
2. スカラネット・パーソナル	84
3. 奨学金貸与・返還シミュレーション	86
4. アンケートへの協力をお願い	87
第五部 資料	
1. 2021年度 貸与月額一覧表	88
2. 機関保証制度の「保証委託約款」	92
3. 機関保証制度の保証料（目安）	93
4. 関係規程	
独立行政法人日本学生支援機構法（抜粋）	101
独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抜粋）	101
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）	103

貸与奨学生のしおり ダイジェスト

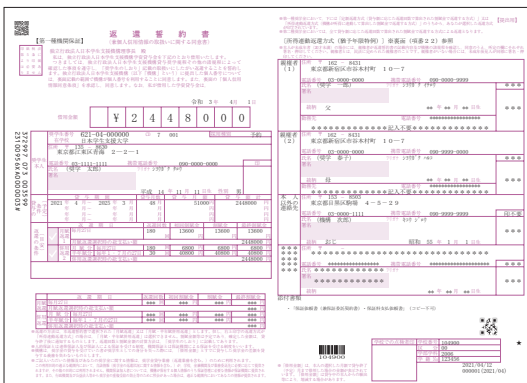
本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。

奨学生証 (16 ページ)



← 「あなたは日本学生支援機構の奨学生です」という証明書

返還誓約書 (20 ページ) ※学校が定めた期限までに必ず提出してください。



← 「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書

※下記の添付書類が必要です。

- ・保証に応じた書類 (26 ページ)

受け取る書類・提出する書類と時期

実施時期	受け取る書類	提出する書類
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」(16 ページ)	「返還誓約書」と添付書類 (20～43 ページ)
毎年 1 回 (12 月～2 月頃)	「貸与額通知」(59 ページ) ※インターネット確認	「奨学金継続願」(61 ページ) ※インターネット入力
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」(71 ページ)	「口座振替 (リレー口座) 加入申込書」のコピー (71 ページ)

書類は学校から受け取ります。提出先も学校です。詳しくは、学校の指示に従ってください。

スカラネット・パーソナル (84 ページ)

「毎月の奨学金の金額は？ 借りる期間は？」あなたの情報を見ることができます！

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報 (奨学金の金額・借りる期間・振込口座等) を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

「貸与額通知」(59 ページ) の確認や「奨学金継続願」(61 ページ) の提出も、スカラネット・パーソナルから行います。

奨学金貸与・返還シミュレーション

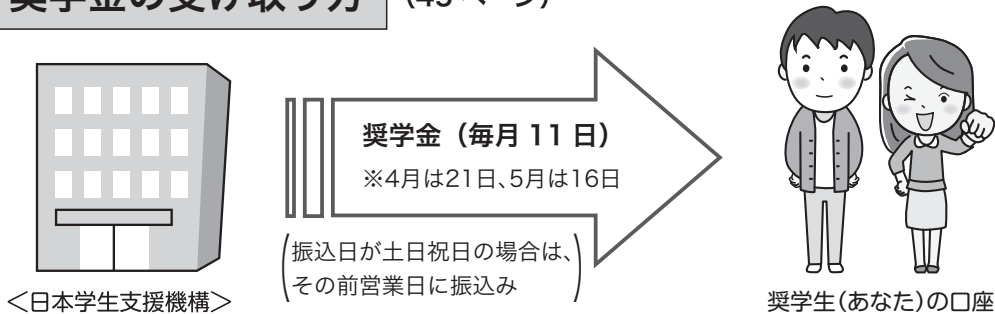
(86 ページ)

「私の返還はどうなるの？」 シミュレーションしてみよう！

借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。登録などの手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単にシミュレーションできます。

奨学金の受け取り方

(45 ページ)



奨学金は、あなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

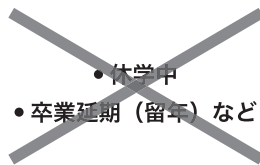
振り込まれる金額 = (機関保証の方)奨学生証の「貸与月額」マイナス「保証料」(16ページの⑤-⑧)。

(人的保証の方)奨学生証の「貸与月額」(18ページの⑤)。

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる月額の上限額が制限されます。

※奨学金を受け取れない例

(52 ページ6-2、63～64 ページ)



受け取れません



受け取れないことがあります
(学校に相談)

借りている間の変更

●振り込まれる金額に関する変更（増額・減額など）(47 ページ)

※一時的な増減額はできません。

●あなたや、あなたの奨学金借入れに関する人の登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更 (51 ページ、46 ページ)



奨学生(あなた)



連帯保証人

保証人

(人的保証)



本人以外の連絡先

(機関保証)

●奨学金を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合 (52～56 ページ)

奨学金継続の手続き (毎年12月～2月頃)(61ページ)

「奨学金継続願」(あなたの1年間の収入・支出も報告)をインターネットで提出
 →→ 学校による成績などの審査 →→ 次の年度の奨学金を借りられるかが決定。



奨学生(あなた)が
「奨学金継続願」を提出



学校による成績などの審査

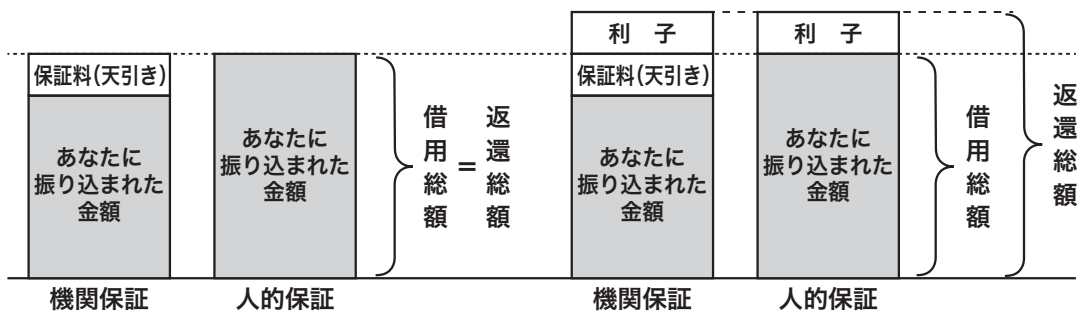
※学業成績が不振などの場合は、次の年度の奨学金が受け取れなくなります。

あなたが返還する金額 (73ページ)

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが指定した口座(振替用口座(リレー口座))から、毎月引き落とされます。

【第一種奨学金の場合】

【第二種奨学金の場合】



返還できないとき—救済制度 (77～79ページ)

- ・ 毎月の返還金額を減額する(減額返還)
- ・ 返還を一時停止して先送りにする(返還期限猶予)
- ・ 在学中の返還を一時停止して先送りにする(在学猶予)

※救済制度を活用した場合も、返還総額は変更なし。(返還総額が減るわけではありません。また、返還期間が長くなったからといって返還総額(利子等)が増えることもありません。)



収入が少ない
→ 減額返還



傷病で入院
→ 返還期限猶予



専門学校で資格取得
→ 在学猶予

返還が難しい時は、救済制度のご利用を！

※適用基準あり

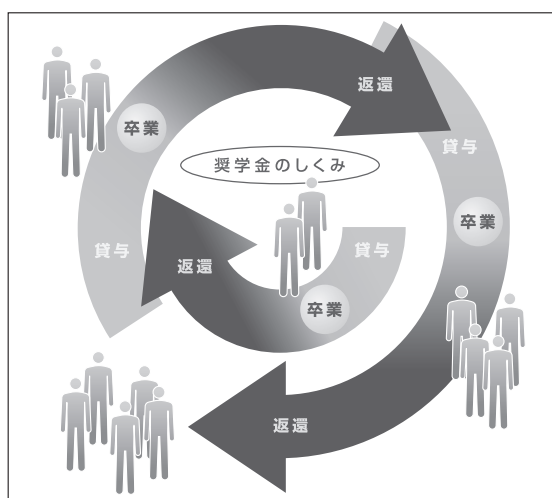
はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の貸与奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信をもって、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。

1. 貸与奨学金制度



日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は借入金（貸与奨学金）です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任をもって返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。

2. 貸与奨学生としての心構え

- (1) 奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 学校から奨学金の説明を必ず受け、貸与中の手続きなど、学校の指示を守ってください。
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。



3. 注意事項

■提出期限を守る

学校が期限を定めて書類の提出を求めることがあります。

期限までに提出しないと、奨学生としての採用を取り消されたり、奨学生としての資格を失ったりすることがありますので、学校からの連絡には必ず対応するようにしてください。

特に「返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。

なお、提出された書類は返却しません。提出書類等の本人控又は写しは保管しておいてください。

■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

なお、目安となる第一種奨学金と第二種奨学金の返還例は74～76ページを参照してください。また、月々の返還額は「奨学金貸与・返還シミュレーション」（86ページ参照）でも確認することができます。是非、活用してください。



第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受ける場合、借用総額及び毎月の返還額が多額となるので、借り過ぎに注意してください。

■第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用するとき

第一種奨学金の貸与を受けながら、2020年度から始まった給付奨学金に採用された場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。これを併給調整といい、調整後の貸与月額は「給付奨学金を併せて利用する時の第一種奨学金の貸与月額」（90ページ）で確認してください。



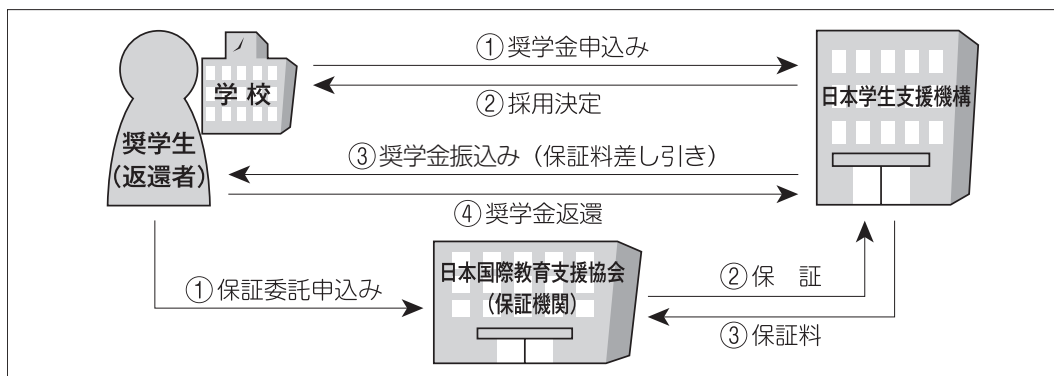
第一種奨学金の貸与を受けていて、後から給付奨学金が採用になった場合、第一種奨学金の返金が必要になる場合があります。

第一部 貸与奨学金に関わる制度

1. 保証制度

- 本機構の貸与奨学金を借りる際は、「機関保証」か「人的保証」を選択します（奨学金申込み時に選択済みです）。
- 機関保証制度とは、本機構が指定する保証機関の連帯保証を受ける制度です。なお、保証機関に保証料を支払う必要があります。
 - あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、あなたに代わって保証機関が本機構に対して返済をします。その後、保証機関があなたに対し、本機構に支払った額を一括して請求します。
- 人的保証制度とは、あなたの父母・親戚等に連帯保証人と保証人を引き受けてもらう制度です（本機構が定める条件があります）。条件：22 ページ参照。
 - あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、連帯保証人・保証人にも延滞のお知らせや返還の請求・督促等を行います。
- どちらを選択したとしても、奨学金はあなた自身が責任を持って返還する必要があります。

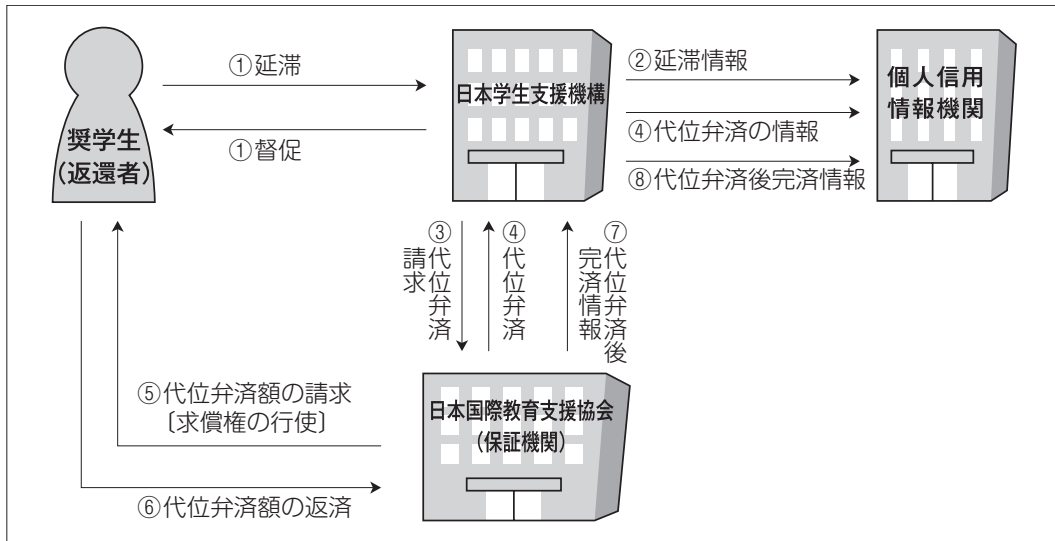
1-1. (機関保証の場合)保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ①あなたが本機構に奨学金を申し込みます。
同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」といいます）に対し保証委託を申し込みます。
- ②保証機関（協会）が債務の保証をし、本機構が奨学生として採用します。
- ③本機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引き、あなたの口座に振り込みます。
※奨学金から差し引いた保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。本機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。（保証料を含む貸与総額を返還していただきます。）

1-2. 奨学金の返還を延滞した場合

【機関保証の場合】



- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなたに対し返還の督促を行います。
- ②返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人情報機関に登録される対象となります。
- ③さらに延滞が続いた場合、本機構は保証機関（協会）に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、利子（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を請求します。（代位弁済請求）
- ④保証機関（協会）があなたの奨学金の返還残額を本機構に支払います。（代位弁済）
また、あなたの個人情報（代位弁済の情報）が個人情報機関に登録されます。
- ⑤保証機関（協会）があなたに対し、本機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。（求償権の行使）
- ⑥あなたは保証機関（協会）に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。返済に応じない場合、法的手続（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。
- ⑦あなたが保証機関（協会）に代位弁済額を完済した場合、保証機関（協会）は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑧本機構からの提供によりあなたの個人情報（代位弁済後完済情報）が個人情報機関に登録されます（代位弁済実行後5年以内）。



ポイント

保証機関（協会）からの返済の督促に応じない場合、法的措置（財産・給与の差し押さえ等）が執られます。

【人的保証の場合】

- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなた及び連帯保証人・保証人に対し返還の督促を行います。
- ②返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人情報機関に登録される対象となります。

- ③さらに延滞が続き、あなたからの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求を行います。
- ④長期に渡って延滞が解消されない場合、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を一括で請求します。これに応じない場合は、法的手続きを執ることがあります。

1-3. 保証制度の変更

(1) 「人的保証」から「機関保証」への変更

連帯保証人又は保証人に死亡等やむを得ない事由が発生し、保証ができなくなった場合は、機関保証への変更ができます。また、第一種奨学金の返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合は、機関保証への変更が必要です（12ページ参照）。学校に必要書類を提出してください。

※ あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状態である場合は、保証の変更はできません。

①変更手続きの時期

在学している学校に相談してください。

なお、以下の場合は変更できません。

- ・振込保留中、休・停止中
- ・「奨学金貸与月額変更願(届)(減額)」を提出し、遡って減額が適用されて振込金額が調整されている期間

※給付奨学金と併せて利用している第一種奨学金の場合、変更手続きが行えない時期があります。なお、給付奨学金が家計急変採用の場合は保証の変更ができない場合もあります。

②保証料の一括振込み

保証機関（協会）の規定に基づいた額を一括で振り込むことが必要です（貸与開始月から変更月までの保証料）。所定の期限までに保証料の支払いがないときは、奨学金の貸与が受けられなくなる場合があります。

(2) 「機関保証」から「人的保証」への変更

機関保証から人的保証への変更はできません。



ポイント

すでに貸与を受けた奨学金の月数や期間によっては、機関保証へ変更するために振り込む保証料が多額になることがあります。当初の連帯保証人及び保証人を選任できなくなった場合などは、速やかに学校へ申し出るようにしてください。

(参考)

2021年度に第二種奨学生として採用され、月額12万円で48か月の貸与を受けた（貸与総額576万円）者が、貸与終了時に機関保証へ変更する際に一括で振り込む保証料は、31万円程度になります。

2. 返還方式

- 2017年度より、第一種奨学金の返還方式として従来の定額返還方式に加え、「所得連動返還方式」が導入されました。なお、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は、全員、定額返還方式となります。

2-1. 二つの返還方式

第一種奨学金の奨学生は、申込時に定額返還方式か所得連動返還方式のいずれかを選択しています。

(1) 定額返還方式

- 貸与総額に応じて決定された一定の返還金額（月額）で返還する返還方式です。
- 第二種奨学金の奨学生は全員、定額返還方式が適用されます。
- 割賦方法（返還方法）は、返還誓約書提出時に、月賦返還か月賦・半年賦併用返還（73ページ参照）のいずれかを選択します（34ページ参照）。

(2) 所得連動返還方式

第一種奨学金のみが対象となります。

- 返還するときの金額（返還月額）が、前年の所得（課税総所得金額）に応じて決まります。

$$\text{返還月額} = \text{課税総所得金額} \times 9\% \div 12$$

- 所得連動返還方式を希望する場合の保証制度は、機関保証を選択する必要があります。
- 割賦方法（返還方法）は月賦返還のみです（月賦・半年賦併用返還はできません）。
- 返還開始1年目は、返還月額を定額返還方式により算出した返還月額の半額（最低金額は2,000円）とし、その額での返還が困難な場合は申請により2,000円に減額できます。
- 前年の所得（課税総所得金額）が0円の場合でも、返還月額は最低金額の2,000円となり、0円にはなりません。
- 返還が困難になった場合（あなたの年収がおおむね300万円以下）、返還期限猶予制度は利用できますが、減額返還制度は利用できません（77～78ページ参照）。



ポイント

2-2. 二つの返還方式の違い

	定額返還方式	所得連動返還方式
対象	全ての貸与奨学金	第一種奨学金のみ (617~621で始まる奨学生番号)
保証制度 (6ページ参照)	機関保証か人的保証かを選択	機関保証のみ
マイナンバーの提出	必要 (44ページ参照)	必要 (44ページ参照)
返還月額	返還完了まで、毎月ほぼ一定の額 (貸与総額により定められた一定額 (74~76ページ参照))	【返還開始後最初の9月まで】 定額返還方式により算出した返還月額の1/2の額 【その後】 前年の収入・所得に応じた額 課税総所得金額 × 9% ÷ 12 なお、あなたが被扶養者となっている場合は、あなたと扶養者の課税総所得金額の合計に基づき算出します。 ※いずれの場合も最低月額は2,000円
返還年数 (救済制度適用期間を除く)	貸与総額により決定 (最長20年)	返還が終わるまで (収入・所得に応じて変動)
割賦方法 (返還方法)	「月賦返還」か「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 (34ページ参照)	「月賦返還」のみ
救済制度 (78ページ)の利用の制限	全ての制度の申請可能	減額返還以外は申請可能

(注) 所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、割賦方法 (返還方法) は「月賦返還」のままとなります。

【返還月額の例】 大学 (学部) で 48 か月、月額 50,000 円を借りた場合
<貸与総額 2,400,000 円>

	定額返還方式	所得連動返還方式	
返還回数 (年数)	180 回 (15 年)	返還が終わるまで	
返還月額	13,333 円	前年収入・所得から決定 (右の表を参照)	

年収	課税総所得金額 (※)	返還月額
600 万円	303 万円	約 22,700 円
500 万円	238 万円	約 17,900 円
400 万円	173 万円	約 13,000 円
300 万円	114 万円	約 8,600 円
200 万円	59 万円	約 4,400 円
144 万円	24 万円	最低返還月額
100 万円	0 万円	2,000 円

※単身世帯の場合の目安。
本人の年収 300 万円以下の場合、返還期限猶予の利用が可能

2-3. マイナンバーの提出について

所得連動返還方式選択者は課税総所得金額に基づき毎年返還月額の見直しを行うため、マイナンバーの提出が必須となります。

奨学金申込時にマイナンバーを提出していない人（大学院・緊急採用の申込者等）は、奨学生として採用された時に配付される「マイナンバー提出書」を使用して、本機構が指定する宛先に、マイナンバーを提出してください。マイナンバーの提出方法については、44ページを参照してください。

※貸与終了後にあなたが被扶養者となっている場合は、あなたを扶養している方のマイナンバー又は収入が分かる書類等の提出が必要となります。

※マイナンバーを提出しない場合は、返還方式を定額返還方式に変更する手続きを学校で行ってください。

2-4. 所得連動返還方式による返還について

(1) 返還初年度（返還開始月から最初の9月まで）の返還月額

原則として、定額返還方式により算出した返還月額の半額（1円未満の端数は切り捨て）となります。ただし、返還月額の半額が2,000円未満の場合、返還月額は最低返還月額の2,000円となります。なお、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、願い出により最低返還月額2,000円での返還が可能です。

※返還開始が11月以降の場合、返還初年度は返還開始月から最初の9月までとなります。

(2) 返還月額の見直し（返還開始翌月以降最初の10月）後の返還月額

ア 返還月額の見直し時期

返還月額については、課税総所得金額に基づき毎年見直しを行います。最初の返還月額の見直しは、課税総所得金額に基づき、返還開始翌月以降最初の10月に行います（10月分から見直し後の返還月額が適用されます）。前年の課税総所得金額は毎年6月頃に確定するため、初回の返還月額の見直し以降は、毎年6月～9月にマイナンバーを利用して本機構が取得した前年の課税総所得金額から返還月額を算出し、10月～翌年9月まで、算出された返還月額で返還します。

返還中に返還者が被扶養者となっている場合は、返還者と扶養者の課税総所得金額の合計に基づき返還月額を算出します。

イ 返還月額

課税総所得金額に9%をかけた額がその年の返還総額となり、それを12で割った額（1円未満の端数は切り捨て）が返還月額となります。ただし、その額が2,000円未満となる場合は2,000円が返還月額となります。

注意：返還月額の最低月額は2,000円です。前年の課税総所得金額が0円の場合でも、返還月額は0円にはなりません。

2-5. 返還方式の変更について

【貸与中】

貸与期間が終了する年度の一定の期限まで、どちらの返還方式にも変更できます。

(1) 変更手続き

学校を通じて「第一種奨学金返還方式変更届」（所定の用紙）を提出してください。

(2) 変更手続き期限

年度によって異なります。詳しくは学校へ確認してください。

また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も、変更手続きの期限を前もって学校へ問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。

なお、貸与中でも以下の場合は「返還方式の変更」は出来ません。

- ①振込保留中、休・停止中
- ②「人的保証から機関保証への変更」の手続き中
- ③通信課程の奨学金（通年スクーリングは除く）

【貸与終了後】

「定額返還方式から所得連動返還方式」への変更はできますが、「所得連動返還方式から定額返還方式」への変更はできません。

(1) 変更手続き

所定の様式を本機構から取り寄せ、記入した上で本機構に送付してください。その時点で本機構にマイナンバーを提出していない場合は、署名（未成年の場合は親権者も署名が必要）をした「マイナンバー提出書」と「マイナンバーカード」等のコピーを別途、本機構が指定する宛先に簡易書留により送付してください。



ポイント

- ・ 人的保証を選択している方が、定額返還方式から所得連動返還方式へ変更する場合は、機関保証に変更（8ページ参照）する必要があります。その場合、保証料について、保証機関（協会）に一括で支払う必要があります。
- ・ 所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、保証制度は変更できません。
- ・ 延滞している場合は、返還方式の変更はできません。

3. 第二種奨学金に係る利率の算定方法

- 第二種奨学金の利率の算定方法は、①「利率固定方式」と②「利率見直し方式」があり、申し込む際にいずれか一方を選択します。
- 実際の利率及び割賦金は貸与終了後に、本機構より「第二種奨学金の返還条件等通知および口座振替（リレー口座）加入通知」で通知します。
- いずれの方式も、基本月額に係る利率は財政融資資金（以下、財投）等の利率が適用され、年3.0%を超えることはありません。奨学金貸与中、在学猶予中及び返還期限猶予中は、無利子です。

3-1. 二つの利率算定方法

(1) 「利率固定方式」と「利率見直し方式」

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます。奨学金貸与中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます。それぞれの方式の詳細は、以下のとおりです。

○ 「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

①利率固定方式	貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変動しません。
②利率見直し方式	貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※「貸与終了時点で決定した利率」とは、奨学金の交付に充てた資金の借り換えに充てる財政融資資金（第二種奨学金の財源として国から借り入れた資金）の利率を指します。財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します。

(2) 基本月額に係る利率

年度末の貸与終了者の基本月額に係る利率は次ページの表のとおりです。
なお、詳しくは、本機構ホームページを確認してください。

○第二種奨学金の貸与利率

区 分		利率固定方式	利率見直し方式
貸与終了年月	2013年3月	1.08%	0.20%
	2014年3月	0.82%	0.20%
	2015年3月	0.63%	0.10%
	2016年3月	0.16%	0.10%
	2017年3月	0.33%	0.01%
	2018年3月	0.27%	0.01%
	2019年3月	0.14%	0.01%
	2020年3月	0.070%	0.002%

3-2. 増額貸与利率の算定方法

- ①私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
- ②法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
- ③入学時特別増額貸与奨学金を受けた場合

上記①～③の貸与利率は、基本月額に係る利率と増額月額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」といいます）を加重平均して決定されます。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定されます（年3.0%が上限です）。

増 額 貸 与 利 率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乘せした利率となります。

3-3. 「利率の算定方法」の変更手続き

(1) 変更申請期間

貸与期間が終了する年度の一定期限まで変更できますが、その期限は年度によって異なります。詳しくは学校へ確認してください。

また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も、変更手続きの期限を前もって学校へ問い合わせのうえ、学校を通じて変更の手続きをしてください。

(2) 変更方法

「第二種奨学金『利率の算定方法』変更届」（所定の用紙）を学校を通じて提出してください。人的保証制度選択者は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印による押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

(3) 「利率の算定方法」を変更できない場合

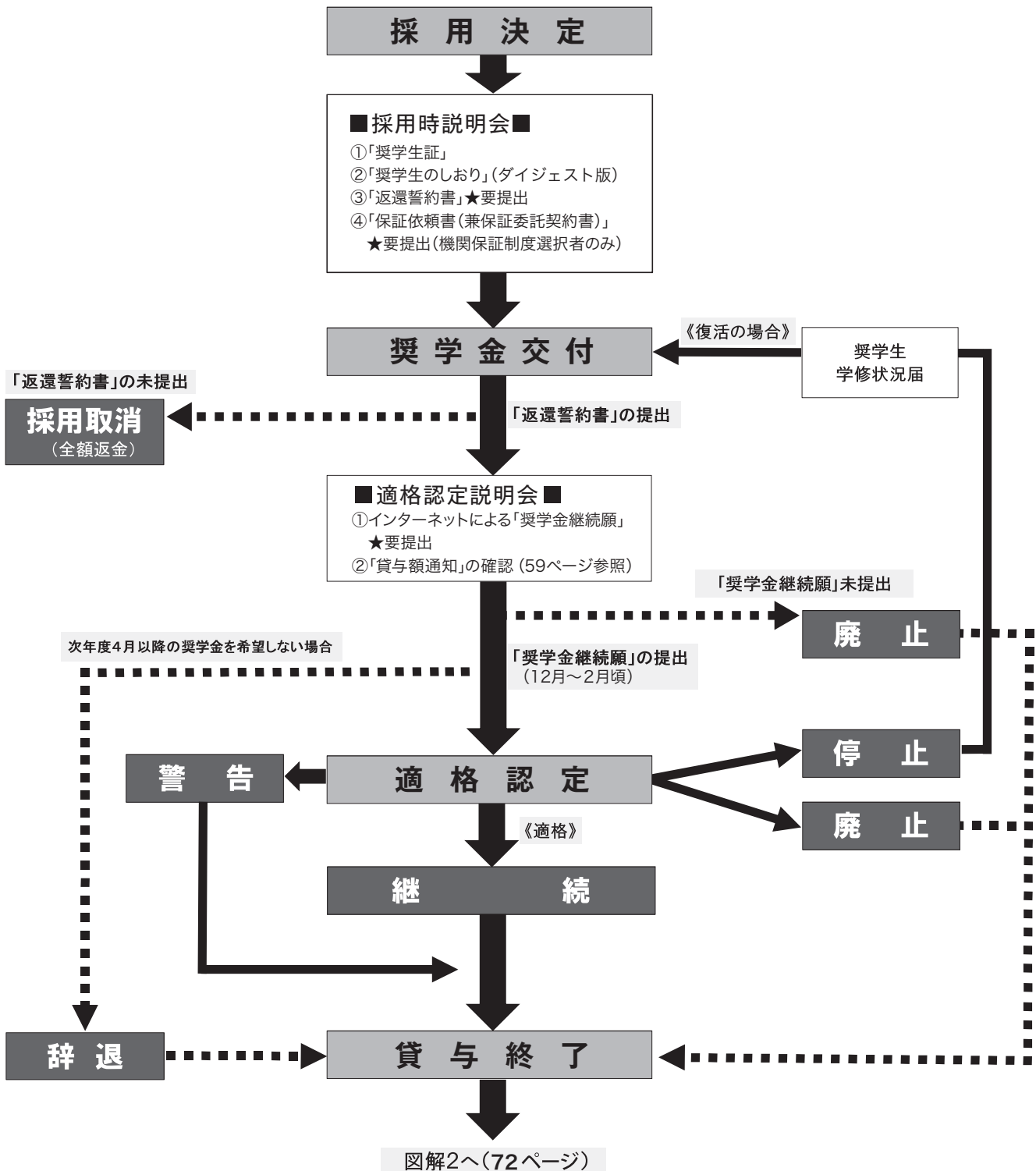
- ①振込保留中、休・停止中
- ②「人的保証から機関保証への変更」の手続き中
- ③貸与終了後
- ④第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金のみで採用された場合の入学時特別増額貸与奨学金

※原則として入学時特別増額貸与奨学金は初回振込時に全額振り込まれ、利率及び「利率の算定方法」がその時点で確定するためです。第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ人の場合は変更できます。

- ⑤通信課程の奨学金（通年スクーリングは除く）

第二部 貸与中の手続き

図解 1 <奨学生採用から貸与終了まで>



1. 奨学生証

- 「奨学生証」は、あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。
- 奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、学校へ申し出てください。なお、再発行はされません。
- 第一種奨学金と第二種奨学金の奨学生証は、それぞれ発行されます。

1-1. 第一種奨学金（無利子）

例) 第一種奨学金 奨学生証（機関保証）

※ 奨学生証（人的保証）は、⑦保証料月額印字はありません。



※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

①奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。
〔旧字体の使用字体例〕吉→吉、祐→祐

③貸与の始期

貸与の始期とは、奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことです。

④貸与の終期（予定）

貸与の終期とは、奨学金の終了年月（何年何月分まで借りる予定なのか）のことです。
貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

⑤貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合は、調整後の貸与月額が印字されています。

なお、申込時に自宅外通学を選択した場合でも、給付奨学金を受けており（第一種奨学金と同時に採用となった場合も含む）自宅外通学の証明書類の審査が完了していない場合、自宅月額で振込みが開始されます。そのため自宅通学の貸与月額が印字されます。

※高等専門学校で1～3年生で採用となった場合は、1～3年生の間の貸与月額と4・5年生の間の貸与月額がそれぞれ印字されます。

※貸与月額が変更されても、奨学生証の再発行はいたしません。あなたの奨学金に関する情報についてはスカラネット・パーソナルから確認してください。

⑥振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは46ページを参照してください。

⑦特記事項

最高月額が利用できない人には、その旨が印字されています。

⑧保証料月額

機関保証制度に加入した人に印字されています。

なお、保証料は奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。



複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けた金額とならないことがあります。

⑨その他制度適用者

以下の制度適用者に印字されています。

(ア) 地方創生枠

基金を設置した地方公共団体（基金設置団体）から「地方創生枠」として推薦を受けた人で、第一種奨学生として採用された人に印字されています。

(イ) 定額返還方式又は所得連動返還方式

奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）に選択した返還方式が印字されています（返還方式については9ページを参照してください）。

※（猶予年限特例）は、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予（78ページ参照）を願い出ることができる人に印字されています。

(ウ) 第一種奨学金再貸与

再貸与を申し込み、採用された人に印字されています。

※過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある人は、すべての学種を通じて1回に限り、同一学種（課程）で現に在学する学校の標準修業年限まで、再度、貸与を受けることができます。

1-2. 第二種奨学金（有利子）

例) 第二種奨学金 奨学生証（人的保証）



※見本は奨学生のしおり作成時点のもので、ご了承ください。

①奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。
(旧字体の使用字体例) 吉→吉、祐→祐

③貸与の始期

貸与の始期とは、奨学金の開始年月（何年何月分から借りののか）のことです。採用決定後に貸与の始期を変更することはできません。

④貸与の終期（予定）

貸与の終期とは、奨学金の終了年月（何年何月分まで借りの予定なのか）のことです。貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

⑤貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

⑥入学時特別増額貸与額

入学時特別増額貸与奨学金を申し込み、採用された人に印字されています。

※ 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれかです。



入学後の申込者で、学校から「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」の提出を求められた人には「入学時特別増額貸与額」が印字されていない場合があります。

⑦利率の算定方法

第二種奨学金（有利子）の奨学生として採用された人に印字されています。

※ 「利率固定方式」又は「利率見直し方式」（奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）に選択済み）のいずれかです（13ページ参照）。

※ 貸与中の一定期間まで変更できます（14ページ参照）。

⑧振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは 46 ページを参照してください。

奨学生番号のしくみ

奨学生番号は、11桁の番号で構成されています。（例：621 - 04 - 000000）

	①貸与種別	②採用年度	③学種	④通し番号
第一種奨学金	6	21	04	○○○○○○
第二種奨学金	8	21	08	○○○○○○

①貸与種別（1桁）

- 6 第一種奨学金（無利子）
- 8 第二種奨学金（有利子）

②採用年度（西暦下2桁）

例 2021年→21

③学種（2桁）

- 01 高等専門学校
- 02 短期大学
- 04 大学学部
- 06 大学院
- 08 専修学校専門課程
- 09 通信課程

④通し番号（6桁）

第一種奨学金（月額）と入学時特別増額貸与奨学金で採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金用（第二種奨学金）の奨学生番号が別に付番されます。この時、第二種奨学金の通し番号の上1桁は「7」となります。

2. 返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

- 「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。
- 奨学生全員が、必ず、「返還誓約書」を提出期限までに提出しなければなりません。
- 「返還誓約書」には、申込みの際にあなたがスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した内容が印字されています。内容の訂正・変更は、学校に申し出てください。

2-1. 返還誓約書の提出（貸与開始時の手続き）

(1) 返還誓約書とは

返還誓約書は、これからあなた（奨学生本人）が貸与を受ける奨学金の貸与及び返還の条件等を確認するために作成します。

(2) 返還誓約書の提出

学校が指示した期日までに必ず提出してください。提出のない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。



ポイント

- 給付奨学金（新制度）を受給し、あるいは授業料等減免を受けながら第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（併給調整）され、0円となる場合があります。その場合も返還誓約書の提出は必要です。
- 第一種奨学金が併給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は併給調整後の月額により算出しています。
- 併給調整等により第一種奨学金の借用予定金額が増額となった場合は、別途「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要となります。
- 学校及び本機構の審査により不備が見つかった場合は、学校から返還誓約書が返却されますので、不備を解消したうえで再提出してください。なお、不備が解消されるまでの間は、奨学金の振込みが停止となることがあります。

(3) 返還誓約書の内容

返還誓約書には、あなた（奨学生本人）がスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した申込情報に基づき、借用金額、貸与の条件（予定）、返還の条件（目安）、保証の種類（機関保証又は人的保証）、等が印字されています。

印字の内容を訂正・変更したい場合は、学校に申し出てください。



ポイント

- 併用貸与（第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与）を受ける人は、第一種奨学金と第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の返還誓約書をそれぞれ作成する必要があります。
- 一貫制博士課程（修業年限5年）で第一種奨学金の貸与を受ける人は、採用時に博士後期課程の貸与月額が決定しない都合上、返還誓約書を採用時と博士後期課程進級時の2回作成する必要があります。

【返還誓約書に記入する項目】

機関保証の方の返還誓約書

返還誓約書
(個人利用情報の取扱いに関する同意書)

【第一種機関保証】
独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおり借り受けました。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸付金管理センターの取組に基づいて、
締結した借約を遵守し、「(奨学生のしおり)記載の取扱いにしたがい返還することを誓約し
ます。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人データについては、
「個人データの取扱いに関する同意書(個人番号を利用する場合)」に同意しました。貸約の「個人利用
情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用了した学費貸付金は、

令和 3年 4月 1日

借付金額 ¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生番号 621-04-000000 (印) 7 001 (印) 予約
在学校 日本学生支援大学
住所 〒185-8600
東京都江東区青海 2-2-1

あなた(奨学生本人)の署名

平成 14年 11月 11日 生 性別 男

学年	借付期間	借付月数	借付金額	返済月数	返済金額
2021年4月	2025年3月	48	51000	2448000	
年	年	月	円	円	円
年	年	月	円	円	円
年	年	月	円	円	円

返還方法の選択
※所得連動返還方式選択者は不要

返還方法	返済率	返済月数	返済金額	最終返済額
1 所得連動返還方式	30%	30	40800	40800
2 借付返済額割増の返済方式			40800	2448000

月別返済予定表

返済期日	返済回数	借付総額	借付金	最終返済金
返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日
返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日
返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日
返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日

※(借付期間)は、本人が滞った月数で貸付終了(予定)月で滞りした場合は公表されて
います。(借付期間)は貸付終了時点の滞り期間
等により、変更される場合があります。

人的保証の方の返還誓約書

返還誓約書
(個人利用情報の取扱いに関する同意書)

【第一種人的保証】
独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおり借り受けました。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸付金管理センターの取組に基づいて、
締結した借約を遵守し、「(奨学生のしおり)記載の取扱いにしたがい返還することを誓約し
ます。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に提出した個人データについては、
「個人データの取扱いに関する同意書(個人番号を利用する場合)」に同意しました。貸約の「個人利用
情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用了した学費貸付金は、

令和 3年 4月 1日

借付金額 ¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生番号 621-04-000000 (印) 7 001 (印) 予約
在学校 日本学生支援大学
住所 〒185-8600
東京都江東区青海 2-2-1

あなた(奨学生本人)の署名

平成 14年 11月 11日 生 性別 男

学年	借付期間	借付月数	借付金額	返済月数	返済金額
2021年4月	2025年3月	48	51000	2448000	
年	年	月	円	円	円
年	年	月	円	円	円
年	年	月	円	円	円

返還方法の選択
※所得連動返還方式選択者は不要

返還方法	返済率	返済月数	返済金額	最終返済額
1 所得連動返還方式	30%	30	40800	40800
2 借付返済額割増の返済方式			40800	2448000

月別返済予定表

返済期日	返済回数	借付総額	借付金	最終返済金
返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日
返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日
返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日
返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日	返還開始日

※(借付期間)は、本人が滞った月数で貸付終了(予定)月で滞りした場合は公表されて
います。(借付期間)は貸付終了時点の滞り期間
等により、変更される場合があります。

連帯保証人兼親権者(1)の署名・押印(実印)

住所 〒182-8431
東京都新宿区市谷本村町 10-7
電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999
氏名(実姓 一簡) 氏名(奨学生 姓) 氏名(奨学生 姓)
親権者(1)の署名

住所 〒182-8431
東京都新宿区市谷本村町 10-7
電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000
氏名(実姓 一簡) 氏名(奨学生 姓) 氏名(奨学生 姓)
親権者(2)の署名

住所 〒183-8503
東京都目黒区駒場 4-5-29
電話番号 03-0000-1111
氏名(機構 一簡) 氏名(奨学生 姓) 氏名(奨学生 姓)
保証人の署名・押印(実印)

住所 〒182-8431
東京都新宿区市谷本村町 10-7
電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999
氏名(実姓 一簡) 氏名(奨学生 姓) 氏名(奨学生 姓)
親権者(2)の署名

2-2. 親権者・後見人

(1) 親権者

民法で定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者となります。父母のいずれかがいない場合は1人となります。

(2) 後見人

民法で定められた未成年後見人のことです。親権者がいない場合に法定代理人となる人を指します。

2-3. 連帯保証人・保証人の選任条件（人的保証）

（1）連帯保証人

奨学金の返還についてあなた（奨学生本人）と同等の責任を負い、あなた（奨学生本人）が返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

次の条件すべてを満たす必要があります。

- ①あなた（奨学生本人）が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）。
- ②あなた（奨学生本人）が成年者の場合は、あなたの父母。父母がいない場合は、あなた（奨学生本人）の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族。
- ③返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。
- ④学生でない方。
- ⑤あなた（奨学生本人）の配偶者・婚約者でない方。
- ⑥債務整理中（破産等）でない方。
- ⑦貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満である方。

（2）保証人

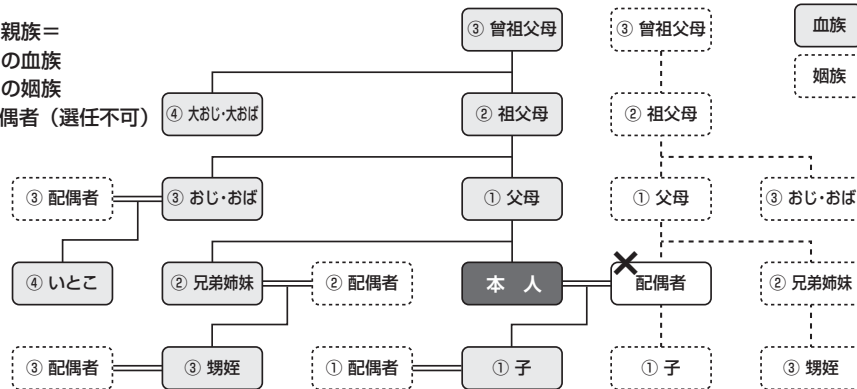
あなた（奨学生本人）及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。連帯保証人には認められていない「分別の利益」（申し出により、保証人の返還すべき金額が請求額の2分の1に減額されること）のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①あなた（奨学生本人）及び連帯保証人と別生計の方。
- ②あなた（奨学生本人）の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族の方。
- ③返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で65歳未満である方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満である方。
- ④返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。
- ⑤学生でない方。
- ⑥あなた（奨学生本人）又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。
- ⑦債務整理中（破産等）でない方。
- ⑧貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満である方。

4 親等以内の親族＝

- ・4 親等内の血族
- ・3 親等内の姻族
- ・本人の配偶者（選任不可）



【連帯保証人・保証人に選べない人がいます】

連帯保証人に選べない人

- 未成年者・学生
- あなたの配偶者・婚約者
- 債務整理中の人

保証人に選べない人

- あなたの父母
- あなた又は連帯保証人と同一生計の人
- 未成年者・学生
- あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者
- 債務整理中の人

条件つきで保証人に選べる人

- 4 親等を超える親族
- 65 歳以上の人

【貸与終了時にあなたが満 45 歳を超える場合】 この人も選べません。

連帯保証人に選べない人

- 60 歳以上の人

保証人に選べない人

- 60 歳以上の人

【年齢について】

あなた（奨学生本人）及び連帯保証人・保証人の年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律（明治 35 年 12 月 2 日法律第 50 号）」によります。

連帯保証人・保証人の選任条件の例外

連帯保証人ならば(1)②、保証人ならば(2)②③の条件を満たさない場合に限り、借用予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる次の条件を満たす者を選任することができます。

以下の(ア)(イ)いずれかの条件を満たし、返還予定期間を通じて生活を維持し、借用予定総額の返還を確実に保証することを示す、「返還保証書」(32ページ参照。コピーして使用可。)及び資産等に関する証明書類の提出があること。

- (ア) 源泉徴収票 : (給与所得者) 年間収入 \geq 320万円
 確定申告書(控) : (給与所得者以外) 年間所得 \geq 220万円
 ※年金収入は給与として取り扱います。
 ※給与所得者のうち給与収入以外の所得もある者については、年間所得金額(年間所得 \geq 220万円)により判断してください。
 ※直近の源泉徴収票、確定申告書(控)は直近の所得証明書に代えることができます。
- (イ) 預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等(評価額の分かるもの)
 : 預貯金残高+評価額 \geq 借用予定総額(返還誓約書に印字されている金額)
 ※(ア)(イ)複合の場合は、「返還保証書」(32ページ参照)の4.のⅢにより判断してください。
 ※預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等(評価額の分かるもの)は、返還誓約書に印字された日付から3か月前以降に発行されたものを添付してください。

連帯保証人・保証人が死亡した場合や、債務整理等により選任条件を満たさなくなった場合は、新たな連帯保証人・保証人を選任するか、機関保証への変更が必要となります。

2-4. 返還誓約書記入上の注意(記入例は34~43ページ参照)

- (1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- (2) 署名について
- ①あなた(奨学生本人)、親権者・未成年後見人(あなた(奨学生本人)が未成年者の場合)、連帯保証人・保証人(人的保証制度選択者のみ)、本人以外の連絡先(機関保証制度選択者のみ)の欄は、各自が署名してください。同一の筆跡は認められません。
- ②奨学生本人欄の署名は、返還誓約書の印字に間違いがないか確認して、あなた(奨学生本人)が署名してください。



- 返還誓約書に印字された日付時点で未成年者の場合は、親権者欄は父母ともに署名が必要です。
- 親権者欄の印字が一方のみの場合は、学校に申し出てください(父母のいずれかがいない、もしくは未成年後見人が選任されている場合はこの限りではありません)。

- ③連帯保証人・保証人の署名は印鑑登録証明書のとおり署名してください。
 返還誓約書はスカラネット(予約採用の人は進学届)で入力した情報が印字されて

います。返還誓約書に通用字体が印字されている場合でも、印鑑登録証明書に記載されている氏名が旧字体の場合は、旧字体で署名してください。

なお、返還誓約書に印字されている通用字体を訂正する必要はありません。



印鑑登録証明書の氏名がアルファベットで記載されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はそのどちらかで署名してください。

(3) 押印について

①あなた（奨学生本人）、親権者・未成年後見人（あなた（奨学生本人）が未成年の場合）、本人以外の連絡先（機関保証選択者のみ）の押印は不要です。

②連帯保証人・保証人の印（実印）は朱肉で鮮明に押してください。

(4) 続柄について

①続柄が「その他（ ）」と印字されている場合は、（ ）内に具体的な続柄を必ず記入してください（例：その他（はとこ））。

(5) 訂正方法について（42～43ページ参照）

【記入上の注意】

- 消せるボールペンは使わない
- 連帯保証人・保証人（人的保証選択者）の実印は朱肉で押す（はっきりと！）
- 続柄 その他（ ） ←（ ）内を記入してください。
（例：大おじ・大おば・知人等）

【書き間違ってしまったら？】

- ① 本人欄の訂正はあなた（奨学生本人）が、親権者欄の訂正は親権者が、連帯保証人欄の訂正は連帯保証人が、保証人欄の訂正は保証人がします。 ※代筆は不可です。
- ② 誤った項目（署名、住所等）を全て二重線で消してください。
- ③ 連帯保証人・保証人欄の訂正は、二重線の上に実印を訂正印として押印してください。
- ④ その欄の中に、改めて正しく記入してください。

※欄の中に正しく記入できるだけのスペースがない場合は、学校に申し出てください。

※各欄内での訂正が難しい場合は、学校に申し出てください。



認められない例：

- なぞり書き
（一度書いた文字の上から書いたり、他の人が書いた文字をなぞったりする）
- 一部分だけの修正 ●修正液・修正テープの使用
- 紙を削る ●上から紙を貼る

返還誓約書等の押印（訂正印）の要否について

区分	様式	対象者	押印（訂正印）要否
機関保証	返還誓約書	本人・親権者・本人以外の連絡先	不要
	保証依頼書・保証料支払依頼書	本人・親権者	必要
人的保証	返還誓約書	本人・親権者	不要
		連帯保証人・保証人	必要（実印）

2-5. 返還誓約書に添付する書類

返還誓約書に添付しなければならない書類は次表の通りです。保証制度により異なります。申込時にマイナンバーを提出した奨学生本人は、「住民票」を添付する必要がありません。ただしマイナンバーを提出していない奨学生本人は「住民票」を添付する必要があります。また、併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に書類を添付する必要があります。なお、書類はマイナンバーの記載がないものを添付してください。

○返還誓約書に添付しなければならない書類

保証の種類	添付書類
機関保証	1. 「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（機構・協会用）」（コピー不可） ※添付が必要な者のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）
人的保証	1. 市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可） 2. 連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可、マイナンバーの記載のないもの、1年間の収入が分かるもの） 3. 市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可） ※添付が必要な者のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）



ポイント

- ①印鑑登録証明書（連帯保証人及び保証人）、住民票（マイナンバーを提出していない奨学生本人のみ必要）は、返還誓約書に印字された誓約日（スカラネット入力日）から3か月前以降に発行されたものを添付してください。
- ②連帯保証人の「収入に関する証明書類（1年間の収入が分かるもの）」は、次のいずれかを添付してください（コピー可）。

○収入に関する証明書類（※提出時において最新の証明書類）

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得又は給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給料・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控）[税務署の受付印があるもの] ※電子申告を行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知:「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付	税務署
確定申告書（控）の提出が出来ない場合	納税証明書（その2）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村の役場

- ③連帯保証人や保証人が海外赴任などで、一時的に国外居住となり、「印鑑登録証明書」や「収入に関する証明書類」を取得できない場合は、学校へ申し出てください。
- ④連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」（様式は32ページ参照。コピーして使用可。）と資産等に関する証明書類（24ページ囲み記事参照）を提出してください。なお、あなた（奨学生本人）が未成年の場合の連帯保証人は、親権者または未成年後見人である必要があります。

学校に提出する「返還誓約書」に必ず添付する書類（見本）

(1) 機関保証選択者（2点）①は全員必要、②は添付が必要な人のみ（申込時にマイナンバーを提出していない奨学生本人）

①保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書
（記入方法、詳細は30～31ページをご覧ください）

(機構・協会用)

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

申込日 令和 3 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むに当たり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに保証書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与（返還）について保証することを裏面記載の保証委託契約に同意したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。

また、本保証書の記載内容及び保証料の内容及び支払方法、機関保証への本人が親権者となっても異議はありません。

学 校 名	① 学 科・学 部	② 専 攻・研 究 科	奨 学 金 種 別
日本学生支援大学	経済	経済	6 2 1 0 0 0 0 0 0 0
学校の種類	③ 大 学 院 ・ 大 学 院 ・ 短 期 大 学 ・ 高 等 専 門 学 校 ・ 専 修 学 校 (専 門 学 校)	学 科 番 号	1 2 3 4 5 6
フリガナ	シヨウガク	タロウ	
氏 名	奨学 太郎	生 年 月 日	14 年 11 月 11 日
現 住 所	〒 135-8630 東京都江東区青海 2-2-1		
電 話 番 号	0 3 () 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
携 帯 電 話	0 9 0 () 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

依頼日 令和 3 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

氏 名 (必ず記入) (保証料支払)	奨学 太郎
現 住 所 (必ず記入) (保証料支払)	〒 135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

③ 親権者（後見人）同意書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

同意日 令和 3 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、上記①・②について、上記未成年者の法定代理人として同意します。

氏 名 (必ず記入)	奨学 一郎	続 柄 (必ず記入)	父	印 年 月 日 (必ず記入)	50 年 2 月 2 日
現 住 所 (必ず記入)	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7				
電 話 番 号	03 (000) 0000	携 帯 電 話	090 (0000) 9999		
氏 名 (必ず記入)	奨学 春子	続 柄 (必ず記入)	父・後見人	印 年 月 日 (必ず記入)	51 年 3 月 31 日
現 住 所 (必ず記入)	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7				
電 話 番 号	03 (000) 0000	携 帯 電 話	090 (9999) 0000		

(注) 1. マス目の欄はすべて左詰めとしてください。
2. 本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者(父及び母)がそれぞれ自署・押印(いずれかがない場合は一入)してください。後見人の場合は、後見人が自署・押印してください。
3. この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

(学校復用欄)
学 校 番 号 区 分
1 0 4 9 0 0 0 0
(機構・協会用) (2104)

※見本は奨学生のしおり作成時点のもの です。ご了承ください。

②本人の住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）

※市区町村によって様式は異なります。

住 民 票

1/1

氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	世 帯 主 名	住 民 と な っ た 年 月 日
					住 民 票 コード 省略 年 月 日 転 入 年 月 日 転 出
住 所					
本 籍					筆 頭 者
前 住 所					
備 考					

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

公 印

(2) 人的保証選択者（4点）①～③は全員必要、④は添付が必要な人のみ（申込時にマイナンバーを提出していない奨学生本人）

①印鑑登録証明書（連帯保証人、市区町村で発行されたもの、コピー不可）

※市区町村によって様式は異なります。

印 影	住 所	番 号	方 向
		番 地	方 向
	氏 名		年 月 日 生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。
年 月 日

②印鑑登録証明書（保証人、市区町村で発行されたもの、コピー不可）

※市区町村によって様式は異なります。

印 影	住 所	番 号	方 向
		番 地	方 向
	氏 名		年 月 日 生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。
年 月 日

③収入に関する証明書類（連帯保証人、コピー可、マイナンバーの記載のないもの）

年分 給与所得の源泉徴収票									
支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	氏 名		(受給者番号)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
		(フリガナ)							
		(役職名)							
種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額				
給料・賞与	内 百 万 千 円	内 百 万 千 円	内 百 万 千 円	内 百 万 千 円	内 百 万 千 円	内 百 万 千 円			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
有 無 有 無 有 無	円	人 人 人 人 人 人 人 人	人 人 人 人 人 人	円	円	円	円	円	
* (摘要)住宅借入金等特別控除可能額		円 国民年金保険料等の金額		円	配偶者の合計所得		円		
					個人年金保険料の金額		円		
					国民年金保険料等の金額		円		

④本人の住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）

※市区町村によって様式は異なります。

住 民 票						1/1
氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	世 帯 主 名	住民となった年月日	
					住民票コード	省略
住 所	年 月 日 転 入					年 月 日 転 出
本 籍 前 住 所	筆 頭 者					
備 考						

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。
年 月 日

公印

(機構・協会用)

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が行う保証業務及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が協会に提供されます。

申込日 令和 3 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与（返還）について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。

また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

本人 (自署)	学校名	日本学生支援大学	学部・課程・分野	経済	学科・専攻・研究科	経済	奨学生番号	6 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0	
	学校の種類	大学(学部) ・ 大学院 ・ 短期大学 ・ 高等専門学校 ・ 専修学校(専門課程)				学籍番号	1 2 3 4 5 6		
	フリガナ	ショウガク タロウ				学籍番号	1 2 3 4 5 6		
	氏名	奨学 太郎				生年月日	14 年 11 月 11 日		
	現住所	〒 135-8630 東京都江東区青海 2-2-1							
	電話番号	0 3 - 1 1 1 1 - 1 1 1 1							
	携帯電話	0 9 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0							

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

依頼日 令和 3 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

本人 (自署)	氏名 (必ず記入) (同上記入は不可)	奨学 太郎
	現住所 (必ず記入) (同上記入は不可)	〒 135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

③ 親権者(後見人)同意書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

同意日 令和 3 年 4 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、上記①・②について、上記未成年者の法定代理人として同意します。

親権者・後見人自署	氏名	奨学 一郎	続柄 (該当に○)	父・母 後見人	生年月日	50 年 2 月 2 日
	現住所	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7				
	電話番号	03 (000) 0000	携帯電話	090 (0000) 9999		
親権者・後見人自署	氏名	奨学 春子	続柄 (該当に○)	父・母 後見人	生年月日	51 年 3 月 3 日
	現住所	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7				
	電話番号	03 (000) 0000	携帯電話	090 (9999) 0000		

- (注) 1. マス目の欄はすべて左詰めとしてください。
 2. 本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者(父及び母)がそれぞれ自署・押印(いずれかがいない場合は一人)してください。後見人の場合は、後見人が自署・押印してください。
 3. この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

(学校使用欄)

学校番号	区分
1 0 4 9 0 0 0 0	

(機構・協会用) (2104)

※見本は奨学生のしおり作成時点のものであります。ご了承ください。

●保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書記入上の注意



ポイント

保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（1枚目）には、あなたと親権者（未成年後見人）の署名・押印が必要です。

※あなた（奨学生本人）が誓約日（返還誓約書に印字されている日付）時点で成年者の場合は、親権者（未成年後見人）欄に署名・押印は不要です。

※返還誓約書にはあなた（奨学生本人）と親権者（未成年後見人）の押印は不要です。

- (1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- (2) あなた（奨学生本人）及び親権者・後見人欄は、必ず各自が必要事項を記入・署名し、印鑑は各自のものを使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、印影を二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に、新たに鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
- (3) 記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して訂正する人物の印を二重線上に押し、各欄内に正しい事項を記入してください。
訂正後に必要事項を記入・署名する余白がない場合は、新たな保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書に書き直してください。
- (4) 修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- (5) 奨学生番号は必ず記入してください。
- (6) 住所欄は現在住んでいる住所（現住所）を記入してください。住所欄に「同上」と記入することは認められません。正しく記入してください。
- (7) その他、記入例及び欄外（注）を参照のうえ、正しく記入してください。
- (8) 記入・署名・押印後、「機構・協会用」を提出してください。

●（左ページ解説）

- ①返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付（誓約日）をあなた（奨学生本人）が記入してください。
- ②あなた（奨学生本人）の記入・署名・押印欄は2箇所あります（押印は同一の印を使用してください）。また、住所欄は現在住んでいる住所（現住所）を記入してください（上記（6）参照）
- ③同意日は、返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付（誓約日）を、親権者のどちらかが記入してください。日付の記入を誤った場合は、二重線で削除し、親権者2名（全員）の印を二重線上に押し、正しい日付をその直近に記入してください。
- ④誓約日の時点で、あなた（奨学生本人）が未成年者（20歳未満）の場合は、親権者（後見人）の記入・署名・押印が必要です。親権者は、返還誓約書に記載されている人（親権者（1）、（2））と一致させ、記入・署名・押印してください。後見人とは、民法に定められている未成年後見人のことです。親権者（後見人）が海外居住の場合は、国内にて連絡がつく住所を記入してください。

こちらのページをコピーして使用することも可能です。

610～・810～

[様式 13]

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

返 還 保 証 書

年 月 日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

氏 名

(② 当該人物の署名押印、印は実印)



生年月日 年 月 日生

(③ 当該人物の生年月日を記入)

奨学生本人との関係

(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年 月 日生

(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)

(⑥ 奨学生番号を記入)

(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)		
区 分	金 額	認定基準額 及び 証明書類 (すべてコピー可)
Ⅰ	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書, 年金額改定通知書(支払金額のわかるもの, 直近のもの) 等
	給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの, 直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) 等
Ⅱ	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)以上 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) 等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。返還誓約書以外に添付する場合は、記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書<法務局で取得>など)
Ⅲ	ⅠとⅡを組み合わせる場合	Iの金額+(IIの金額÷16) ≥ (給与所得者の場合)320万円以上 (給与所得者以外の場合)220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において情報が提供されます。

(21.4)

●返還保証書の記入例

当該人物(保証人もしくは連帯保証人)がすべての項目を記入してください。

返還誓約書に印字された日付を記入してください。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日を記入してください。

[様式 13]

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

610～・810～

当該人物(保証人もしくは連帯保証人)が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

返 還 保 証 書

令和3年 4月 1日

① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

氏 名	奨学 五郎		実印 五奨郎学
	(② 当該人物の署名押印、印は実印)		
生年月日	昭和 29 年 4 月 25 日生	奨学生本人との関係	祖父
	(③ 当該人物の生年月日を記入)		(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
奨学 太郎	621 - 04 - XXXXXX	平成 14 年 11月 11日生
(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)	(⑥ 奨学生番号を記入)	(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のI)

区 分	金 額
I	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定 320 万円 <small>※1万円未満は切り捨て</small>
	給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定 万円 <small>※1万円未満は切り捨て</small>
II	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定 万円 <small>※1万円未満は切り捨て</small>
III	IとIIを組み合わせる場合 万円 <small>※1万円未満は切り捨て</small>

提出可能・不可の証明書類 (全てコピー可、マイナンバーの記載のないもの)

I

- 所得証明書
- 源泉徴収票
- 年金振込通知書, 年金額改定通知書
- 年収見込証明書
- 確定申告書(控)(税務署の受付印があるもの)
※電子申告を行った場合は、申告内容確認票に受信通知又は即時通知の写しを併せて添付
- △特別徴収税額決定通知書(通知書全体を切断せずにA4サイズに縮小コピーし、内容を確認できる状態にしたものであれば可)
- ×給与明細

II

- 預貯金残高証明書(預貯金額)
- 固定資産評価証明書(土地・不動産評価額)
※(資産が共有名義の場合)持分割合の記載が無いものは不可
持分割合の記載が無い場合は、「登記事項証明書」(法務局にて取得)等、持分割合が明記されている書類の添付が必要
- 取引残高報告書(有価証券残高)

※年金は給与として扱います。
 ※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において情報が提供されます。

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するように記入してください。

I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。

【記入例】 第一種機関保証

●各自が署名してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利子
- 第二種：有利子

●保証区分

- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

【第一種機関保証】

印紙税法第5条より必要ありません

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたいが返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、

●誓約日

- ・スカラネットで入力した誓約日です。

令和 3 年 4 月 1 日

借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

●借用金額

- ・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
- ・第一種奨学金が供給調整されている場合の借用金額は、申込時の希望月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は併給調整後の月額により算出しています。

奨学生番号	621-04-000000	CD	7	001	採用種別	予約
在学学校	日本学生支援大学					
住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1					
電話番号	03-1111-1111	携帯電話番号	090-0000-0000			
氏名	(奨学 太郎)		フリガナ ショウカク タロウ			
署名	奨学 太郎					
性別	男					
生 日	平成 14 年 11 月 11 日					
貸与の条件(予定)	貸与期間	2021年4月～2025年3月	貸与月数	48月	貸与月額	51000円
	貸与額計					2448000円
	返還期日	毎月27日	返還回数	180回	初回割賦金	13600円
	割賦金					13600円
返還の条件(目安)	月賦返還	毎月27日	180回	13600円	13600円	13600円
	併用返還	月賦分 毎月27日	180回	6800円	6800円	6800円
	併用返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	40800円	40800円	40800円
	併用返還	併用返還選択時の総支払い額				2448000円

●奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●返還の条件(目安)

- ・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
- ・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

	返 還 期 日	返 還 回 数	初 回 割 賦 金	割 賦 金	最 終 割 賦 金
月賦返還	毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返還	月賦分 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返還	併用返還選択時の総支払い額				*** 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

定額返還方式を選択した場合は、必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。なお、所得連動返還方式を選択した場合は月賦返還となりますので、割賦方法選択の必要はありません。

(同一筆跡不可)

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。 **【提出用】**
 ※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

〔所得連動返還方式（猶予年限特例）〕※裏面（項番22）参照

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

親権者 (1)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎	携帯電話番号 090-0000-9999 フリガナ ショウガク イチロウ	印不要
	続柄 父	** 年 ** 月 ** 日生	** ** *	
	勤務先	電話番号 *****	*****	
	*****記入不要*****			
親権者 (2)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子	携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ	印不要
	続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生	** ** *	
	勤務先	電話番号 *****	*****	
	*****記入不要*****			
本人 以外の 連絡先	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-0000-1111 氏名 (機構 次郎) 署名 機構 次郎	携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ キョウジロウ	印不要
	続柄 おじ	昭和 55 年 1 月 1 日生	** ** *	
	住所 〒 - *****	電話番号 ***** 氏名 ***** 署名 *****	携帯電話番号 *****	** ** *
	続柄	** 年 ** 月 ** 日生	** ** *	

添付書類

- ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）



学校での点検者印	学校番号	104900
	区 分	00
	学部学科	2006
	学 籍 No	123456

★

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】42～43ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものであります。ご了承ください。

●親権者(1)

- ・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(1)（又は未成年後見人）の情報が印字されています。

●返還方式

- ・奨学金申込み時に選択した返還方式（定額返還方式又は所得連動返還方式）が印字されています。
- ※（猶予年限特例）の印字がある人は、一定の収入・所得を得るまでの間、10年間の制限なく返還期限の猶予を願い出ることができます。

●続柄

- ・「その他（）」と印字されている場合は（）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

●親権者(2)

- ・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)（親権者(1)以外の親権者）の情報が印字されています。

●本人以外の連絡先

- ・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
- ・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
- ・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

●添付書類

- ・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

第一部 貸与奨学金に関する制度

第二部 貸与中の手続き

第三部 返還

第四部 お知らせ

第五部 資料

【記入例】第二種機関保証

●各自が署名してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別

- 第一種：無利子
- 第二種：有利子

●保証区分

- 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
- 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

印紙税法第5条印紙は必要ありません

【第二種機関保証】

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。

つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしがたい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、

令和 3年 4月 1日

借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

●誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

●借用金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

●奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

奨学生番号 821-04-000000 CD 7 001 採用種別 予約
 在学学校 日本学生支援大学
 住所 〒 135 - 8630
 東京都江東区青海 2-2-1

奨学生本人
 電話番号 03-1111-1111 携帯電話番号 090-0000-0000
 氏名 (奨学 太郎) フリガナ ショウガク タロウ
 署名 奨学 太郎

平成 14年 11月 11日生 性別 男

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
2021年 4月～2025年 3月	48月	50000円	2400000円
年 月～年 月	月 月	円	円
年 月～年 月	月 月	円	円

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還 毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円
併用返還 月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				3018568円
併用返還 月賦分 毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
併用返還 半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
併用返還 併用返還選択時の総支払い額(利子込み)				3019908円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
 注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和 3年 3月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.1%、増額貸与部分は年0.3%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還 毎月27日	180回	13440円	13440円	13473円
併用返還 月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				2419233円
併用返還 月賦分 毎月27日	180回	6720円	6720円	6690円
併用返還 半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	40322円	40322円	40361円
併用返還 併用返還選択時の総支払い額(利子込み)				2419269円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。
 ※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

●貸与の条件(予定)

・「貸与額計」の金額に「*」がついているものは、第二種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。

●返還の条件(目安)

・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
 ・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、
 チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

第一部 貸与奨学金に関する制度

第二部 貸与中の手続き

第三部 返還

第四部 お知らせ

第五部 資料

(同一筆跡不可)

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
 ※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

親権者 (1)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 一郎) 署名 奨学 一郎	携帯電話番号 090-0000-9999 フリガナ ショウガク イロウ	印不要
	続柄 父	** 年 ** 月 ** 日生	勤務先	電話番号 *****
	***** 記入不要 *****			
	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 氏名 (奨学 春子) 署名 奨学 春子	携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ ショウガク ハルコ	印不要
続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生	勤務先	電話番号 *****	
***** 記入不要 *****				
本人 以外の 連絡先	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-0000-1111 氏名 (機構 次郎) 署名 機構 次郎	携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ キコウ ジロウ	印不要
	続柄 おじ	昭和 55 年 1 月 1 日生	勤務先	電話番号 *****
	***** 記入不要 *****			
	住所 〒 - *****	電話番号 ***** 氏名 ***** 署名 *****	携帯電話番号 ***** フリガナ	印不要
続柄	** 年 ** 月 ** 日生	勤務先	電話番号 *****	

添付書類

- ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）



104900

学校での点検者印	学校番号	104900
	区 分	00
	学部学科	2006
	学 籍 No	123456

★

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は【訂正例】42～43ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のもので、ご了承ください。

●親権者(1)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(1)（又は未成年後見人）の情報が印字されています。

●続柄

・「その他（）」と印字されている場合は（）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

●親権者(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)（親権者(1)以外の親権者）の情報が印字されています。

●本人以外の連絡先

・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
 ・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
 ・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

●添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。
 申込時にマイナンバー未提出の奨学生本人は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

第一部 貸与奨学金に関する制度

第二部 貸与中の手続き

第三部 返還

第四部 お知らせ

第五部 資料